

沖縄市確認台帳記載証明書交付事務取扱要綱

(令和元年5月14日決裁)

改正 令和2年3月13日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築基準法（以下「法」という。）第12条第8項に規定する台帳（以下「確認台帳」という。）に記載された事項を証明する書面（以下「証明書」という。）の交付事務について必要な事項を定めるものとする。

(証明の対象となる台帳)

第2条 証明書の対象となる台帳は、次に掲げるものとする。

- (1) 本市区域内において、法第6条第4項若しくは法第18条第3項の規定に基づく確認済証の交付を受けた建築物、工作物、昇降機（以下建築物等という。）の確認済証交付台帳又は法第7条第5項若しくは第18条第18項の規定に基づく検査済証の交付を受けた建築物等の検査済証交付台帳。
 - (2) 本市区域内において、指定確認検査機関により法第6条の2第1項の規定に基づく確認済証の交付を受けた建築物等の確認済証交付台帳又は法第7条の2第5項の規定に基づく検査済証の交付を受けた建築物等の検査済証交付台帳。
 - (3) その他の台帳で市長が認めたもの。
- 2 証明書には、次に掲げる事項（記載事項に変更がある場合は、変更後の記載事項とする。）のうち、台帳に記載されている事項を記載する。
- (1) 建築確認番号
 - (2) 建築確認年月日
 - (3) 検査済証番号
 - (4) 検査済証発行年月日
 - (5) 建築物の概要
 - (6) 建築主

3 確認台帳に記載のない項目については、証明事項の項目欄に「記載なし」と表記して交付する。

4 確認台帳に記載している内容が明らかに間違っていると判断した場合は、証明事項の項目欄を除外して交付する。

(交付対象の特定)

第3条 証明書の交付を受けようとする者（以下「申請者」とする。）は、法第93条の2の規定による建築計画概要書等の閲覧を行い建築物を特定し、建築概要書のない工作物、昇降機、計画通知については、地番、建設年その他の情報により交付対象を特定することとする。

(証明書の交付の場所)

第4条 証明書の交付の場所については、沖縄市建築指導課において行うものとする。

2 申請者が特別の事情により郵送による交付を申請する場合は、前項の規定にかかわらず、郵送による交付を行うことができる。

(交付の時間帯)

第5条 証明書の交付の時間帯は、午前8時30分から午後5時00分までとする。

2 沖縄市の休日を定める条例（平成3年沖縄市条例第24号）第1条第1項各号に掲げる日は、証明書の交付に供しないものとする。

3 市長は、必要があると認める場合は、前2項の規定にかかわらず、臨時に、証明書の交付ができない日を定め、又は証明書の交付時間を延長し、若しくは短縮することができる。

4 市長は、前項の規定により、臨時に、証明書の交付できない日を定め、又は、写しの交付時間を延長し、若しくは短縮するときは、その旨を前条に規定する写しの交付の場所に掲示しなければならない。

(証明書の申請)

第6条 証明書の交付を受けようとする者は、確認台帳記載証明書交付申請書（第1号様式）に必要事項を記入して市長に申請しなければならない。

2 市長は、前号の申請があったときは、建築物にあつては確認台帳（建築物）記載証明書（第2号様式）を、工作物にあつては確認台帳（工作物）記載証明書（第3号様式）を、昇降機にあつては確認台帳（昇降機）記載証明書（第4号様式）を当該申請者に交付するものとする。

3 確認台帳記載証明書の交付は、1申請につき1件とする。

(証明書発行に係る手数料)

第7条 申請者は、沖縄市手数料徴収条例（平成12年3月30日条例第24号）で定める確認台帳記載証明書の交付手数料を納付しなければならない。

2 前項の手数料は、証明書の交付を受ける前に納付するものとする。

3 郵送による交付を申請する場合の当該郵送にかかる費用については、申請者の負担とする。

(証明書の交付ができない場合)

第8条 建築物等を特定しない場合

2 確認台帳が保存されていない場合

附 則

この要綱は、令和元年5月14日から施行する。

附 則(令和2年3月13日決裁)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。